

医療福祉（マル福）所得基準表

マル福種別	対象者	所得制限（茨城県基準）	所得制限（大洗町基準）
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人または配偶者（未届含む）の所得額が622万円未満（※1）であること。 ・ 本人と生計を同じくする扶養義務者等（※2）の所得額が1,000万円未満であること。 ◎手帳交付日で所得の判定年が変わります。 1～6月 → 前々年の所得, 7～12月 → 前年の所得 	茨城県の基準を採用
小児	0歳から中学校3年生までの子（「ひとり親」マル福と重複した場合、小学6年生までは「小児」が優先となります。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児の父または母の所得額が622万円未満（※1）であること。 ・ 小児と生計を同じくする扶養義務者等（※2）の所得額が1,000万円未満であること。 ◎お子様の誕生月で所得の判定年が変わります。 1～6月 → 前々年の所得, 7～12月 → 前年の所得 	所得制限なし （対象者全員受給可）
重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1・2級及び内部障害3級 ・ 療育手帳の判定がマルAまたはA ・ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定B ・ 特別児童扶養手当1級 ・ 障害年金1級 <p>（65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が要件となります。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の所得が512.9万円未満（※3）であること ・ 本人と生計を一にする扶養義務者等（※2）の所得が628.7万円未満（※4）であること 	受給者および扶養義務者共に1,000万円
ひとり親 （母子・父子家庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚、死別などにより配偶者のない、18未満の子を監護している方及びその子 ・ 20歳未満の障害児または高校在学者を監護している方及びその子 ・ 配偶者が重度心身障害者である方とその子 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子・父子それぞれの所得が301.6万円未満（※3）であること ・ ひとり親家庭と生計を同じくする扶養義務者（※2）の所得が1,000万円未満あること 	茨城県の基準を採用

※1 扶養親族等1人につき38万円、老人扶養親族等1人につき44万円が限度額に加算されます。

※2 民法第877条に基づく、直系血族及び兄弟姉妹等の親族。

※3 扶養親族1人につき38万円、老人扶養親族等1人につき48万円、特定扶養親族等1人につき63万円が限度額に加算されます。

※4 扶養者1人目24.9万円加算、2人目以降1人につき21.3万円加算、老人扶養親族等のほかに扶養親族等がないときは老人扶養親族等の1人を除いたうえで老人扶養親族等1人につき、さらに6万円加算されます。